＜入所の申請＞

入所に際しては、オンラインによる申請手続きが必要です。必要書類をご準備の上、期日までに申請・提出してください。

要件別必要書類一覧

種　別		必　要　書　類
就労により 保育が困難な場合	雇用	事業所による就労証明書 ※ダブルワーク・トリプルワークの場合は全ての就労証明書 ※内職者については、仕切書・納品書等のコピー（勤務時間の換算確認）
	自営業 （フリーランス含む）	①　事業主による就労証明書 ②　開業届・営業許可証、登記簿謄本の写しまたは確定申告の作成控（第１表と第２表）のうちいずれか１点（専従者の確認）
	求職中または 起業準備中	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書
出産により 保育が困難な場合		母子手帳等のコピー ※母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの
疾病等により 保育が困難な場合		診断書、障害者手帳等のコピー
看護・介護等により 保育が困難な場合		看護・介護を受けている人の診断書・障害者手帳のコピー又は 看護・介護を必要とすることを証明できるもの ※介護保険認定書等看護期間の記載があり、病状等がわかること
就学により 保育が困難な場合		①　就学状況申告書 ②　在学期間の記載のある在学証明書のコピー ③　時間割表等のコピー （新入学の場合は、前年度の通学予定のクラス等の時間割を提出）
育児休業中の方 （父・母いずれの場合も）		事業所による就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの） ※復職した際には、復職証明書を提出してください ※入所申請後に育児休業を取得することになった場合など、申請時と状況が変わる場合は、再提出が必要です。 P.１１の**育児休業に伴う入所・退所について**をご確認いただき、書類の提出方法については、〈付録２〉【各種申請マニュアル】P.４３をご参照ください。

※上記提出書類のうち、就労証明書、在学証明書及び診断書は4ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※入力方法については、＜付録＞をご確認ください。

※入所の申請は、毎年行っていただきます。自動継続ではありません。

【重要】就労証明書について

※訂正（修正）について
就労証明書への事業者印（角印等）の押印は不要ですが、記載内容を訂正・修正する場合は、必ず発行元（勤務先・記載担当者）の「訂正印」（又は署名）が必要となります。
訂正印（事業者印・代表者印・法人または人事・労務等担当者の認め印等）がない修正（二重線のみ、修正テープ・修正液の使用など）がある場合は、改ざん防止の観点から受付できません。
誤記等がある場合は、発行元に訂正印をもらうか、または再度発行（作成）を依頼してください。

※就労証明書の内容について、当会担当者より就労先に直接問い合わせる場合があります。

＜入所する児童クラブ＞

入所する児童クラブは、原則として児童が居住する小学校区に設置された児童クラブになります。
1小学校区に複数の児童クラブが設置されているときは、希望する児童クラブを選択してください。

【小学校区に複数のクラブがある学区】

小学校区	児童クラブ名称
今宿	今宿児童クラブ（たんぽぽ）
	今宿・鶴嶺児童クラブ（ぽぽんた）
鶴嶺	鶴嶺児童クラブ（ひまわり）
	今宿・鶴嶺児童クラブ（にこにこ）
梅田	梅田児童クラブ（つくしんぼ）
	梅田第2児童クラブ（にじいろ）
浜之郷	浜之郷児童クラブ（なかよし）
	浜之郷第2児童クラブ（しあわせ）
茅ヶ崎	茅ヶ崎児童クラブ(きかんしゃ)
	茅ヶ崎第2児童クラブ(しおかぜ)
柳島	柳島児童クラブ(どんぐり)
	柳島第2児童クラブ(くりくり)

＜入所の審査＞

（1）入所申請のあった児童のうち、学年の低い児童及び障がいのある児童から優先的に入所決定します。ただし、小学第1～3学年のうち「判定点数」が16点未満の場合は、この限りではありません。入所をしようとする児童が定員を超えたときには、入所選考を行います。
入所選考は「入所判定基準・調整指数」により、入所審査会において判定します。